

外来機能報告制度及び紹介受診重点医療機関

(医療局医療政策課)

1 外来医療の課題

- 患者の医療機関選択に当たり、外来機能の情報が十分得られず、また、患者にいわゆる大病院志向がある中、一部の医療機関に外来患者が集中し、患者の待ち時間や勤務医の外来負担等の課題が生じている。
- 人口減少や高齢化、外来医療の高度化等が進む中、かかりつけ医機能の強化とともに、外来機能の明確化・連携を進めていく必要がある。

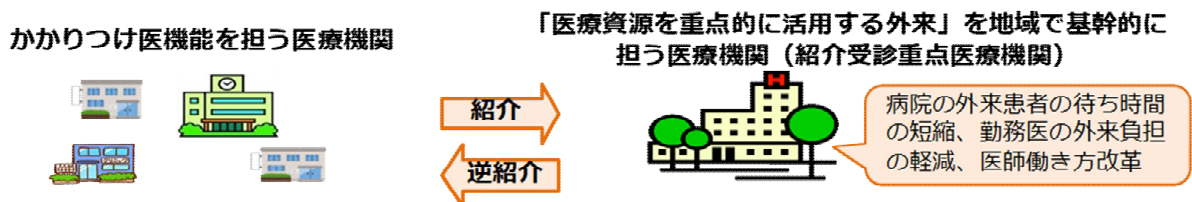
2 改革の方向性

- 地域の医療機関の外来機能の明確化・連携に向けて、データに基づく議論を地域で進めるため、

- ① 医療機関が都道府県に外来医療の実施状況を報告する。(外来機能報告)
- ② ①の外来機能報告を踏まえ、「地域の協議の場」において、外来機能の明確化・連携に向けて必要な協議を行う。

⇒①・②において、協議促進や患者の分かりやすさの観点から、「医療機関を重点的に活用する外来」を地域で基幹的に担う医療機関(紹介受診重点医療機関)を明確化

- ・個々の医療機関が外来機能報告により報告し、地域の協議の場において国の示す基準を参考にして確認することにより決定



〈「医療資源を重点的に活用する外来」のイメージ〉

- 医療資源を重点的に活用する入院の前後の外来 (悪性腫瘍手術の前後の外来 など)
- 高額等の医療機器・設備を必要とする外来 (外来化学療法、外来放射線治療 など)
- 特定の領域に特化した機能を有する外来 (紹介患者に対する外来 など)

3 根拠法令

医療法等の一部を改正する法律 (公布: R3. 5. 28、施行 (外来機能報告): R4. 4. 1)

4 主な報告項目

- (1) 医療資源を重点的に活用する外来（重点外来）の実施状況
 - ア 重点外来の実施状況の概況
 - ・初診・再診ごとの外来患者延べ数 等
 - イ 重点外来の実施状況の詳細
 - ・初診・再診ごとの外来化学療法加算件数 等
- (2) 紹介受診重点医療機関となる意向の有無
- (3) 地域の外来機能の明確化・連携の推進のために必要なその他の事項
 - ア その他の外来・在宅医療・地域連携の実施状況
 - ・生活習慣病管理料を算定した件数 等
 - イ 救急医療の実施状況
 - ・休日に受診した患者延べ数 等
 - ウ 紹介・逆紹介の状況
 - エ 外来における人材の配置状況
 - ・医師数、看護師数 等
 - オ 高額等の医療機器・設備の保有状況
 - ・マルチスライスCTの台数 等

5 医療機関を重点的に活用する外来に関する基準

初診の外来件数のうち「重点外来」の件数の占める割合	40%以上（初診基準）
---------------------------	-------------

及び

再診の外来件数のうち「重点外来」の件数の占める割合	25%以上（再診基準）
---------------------------	-------------

6 スケジュール

病床機能報告と一体的に報告を行うこととする。令和4年度のスケジュールは以下のとおり。

4月～	・対象医療機関の抽出（※） ・NDBデータ（前年度4月～3月）を対象医療機関別に集計
9月頃	・対象医療機関に外来機能報告の依頼 ・報告用ウェブサイトの開設 ・対象医療機関にNDBデータの提供
10月頃	・対象医療機関からの報告
12月頃	・データの不備のないものについて、集計とりまとめ ・都道府県に集計取りまとめを提供
1～3月頃	・地域の協議の場における協議 ・都道府県により紹介受診重点医療機関の公表 ・都道府県に集計結果の提供

（※）無床診療所の中にも、高額な医療機器等により検査を集中的に実施しているものもあるため、そのような無床診療所については対象医療機関に含めることとする。具体的には、令和4年度については、前年度中に該当する蓋然性の高い医療機関に外来機能報告を行うか否かの意向を確認した上で、意向ありとした無床診療所について、対象医療機関に含めることとする。